

無利息型普通預金

(令和5年7月3日現在適用中)

1. 商品名	・無利息型普通預金
2. 販売対象	・組合員（個人、法人）および個人組合員家族 ※出資金1万円以上お持ちの方が対象となります
3. 期間	・期間の定めはありません
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時払戻しできます
6. 利息	・利息はつきません
7. 税金	・利息がつかないため税金はかかりません
8. 手数料	・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求します（詳しくは「手数料一覧表」をご覧ください）
9. 付加できる特約事項	・個人のは「総合口座」の取扱いができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%上乗せした利率。ただし、規制金利の期日指定定期預金が担保定期預金の場合は0.25%上乗せした利率） ・利息がつかないためマル優の対象ではありません
10. 預入時の通帳	・通帳は、「普通預金通帳」または「総合口座通帳」を使用し、表紙に『無利息型普通預金』の名称を表示します
11. 中途解約時の取扱い	—
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは下記の窓口をご利用ください 【窓口：お取引先店舗または当組合お客様相談室】 【お客様相談室】 受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および金融機関の休業日を除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：0120-007-882 住所：岐阜市美江寺町2丁目4番地3 なお、苦情対応の手続きについては、 別途リーフレット を用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください ホームページアドレス http://www.shoushin.co.jp 苦情等のお申出は当組合のほか、地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談

所をはじめとする他の機関でも受付けています

東海地区しんくみ苦情等相談所 (東海信用組合協会内)	しんくみ相談所 (（社）全国信用組合中央協会)
〒453-0015 名古屋市中村区椿町3-21	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1
052-451-2110	03-3567-2456
月曜日～金曜日 午前9:00～12:00 午後1:00～4:30	月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00

・紛争解決措置

岐阜県弁護士会 示談あっせんセンター（058-265-0020）、東京弁護士会 紛争解決センター（03-3581-0031）、第一東京弁護士会 仲裁センター（03-3595-8588）、第二東京弁護士会 仲裁センター（03-3581-2249）、愛知県弁護士会 紛争解決センター（052-203-1777）、愛知県弁護士会西三河支部 紛争解決センター（0564-54-9449）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当組合お客様相談室またはしんくみ苦情等相談所へお申出ください

13. その他参考となる事項

- ・この商品は預金保険制度の対象です
- ※ この商品は利息のつかない「普通預金」で、平成17年4月以降も全額保護の対象となります
- ※ 「総合口座」の場合は、「普通預金」部分のみが「無利息型普通預金」となり、「定期預金」部分は全額保護の対象とはなりません。
- ・「普通預金」と同様の利用が可能であり、公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます
- ・新たに「無利息型普通預金」を開設する場合、または、現在ご利用中の「普通預金」から「無利息型普通預金」への切替の場合、さらに「無利息型普通預金」から「普通預金」への切替（再切替）の場合は、いずれの場合も「無利息型普通預金取扱依頼書（兼 総合口座（無利息型普通預金）取扱依頼書）」の届出が必要となります。
- ※ 「無利息型普通預金取扱依頼書（兼 総合口座（無利息型普通預金）取扱依頼書）」は店頭にあります
- ・現在ご利用中の「普通預金」から「無利息型普通預金」へ切替えた場合、通帳は切替となります。なお、キャッシュカードはそのままご利用いただけます
- ・現在ご利用中の「普通預金」から「無利息型普通預金」へ切替えた場合、切替えた日以降は利息がつきません（前回の利息支払日から「無利息型普通預金」への切替日の前日までに発生した利息につきましては、当組合所定の日にお支払いします）